

# 近世福岡藩における唐物流通

Distribution of Imported Products in the Fukuoka-clan in the Early Modern Period

八百 啓介

Keisuke YAO

## 要 旨

近世福岡藩が長崎警備を通じて長崎と独自に結びつき薬種などの輸入品（唐物）をどのようなルートで調達していたのか、またどのように統制していたのかについて考察する。寛文10年（1670）に長崎に蔵屋敷を置いた福岡藩は正徳5年（1715）の長崎における筑前問屋の任命と享保2年（1717）の福岡・博多の城下における長崎問屋の任命をはじめとする問屋という商人組織と長崎聞役や大坂蔵本奉行という官僚機構を通じての輸入品統制を行った。享保末年の1730年代に入って一旦は筑前問屋の廃止や大坂薬種問屋の指定撤廃によって統制の緩和が行われたが宝暦6年（1756）の幕府による密貿易の取り締まりを受けて統制は再び強化された。

＜キーワード＞：唐物 薬種 長崎貿易 福岡藩

## はじめに

近世福岡藩と鎖国体制のかかわりについては、佐賀藩と隔年交代で勤番した長崎警備や相島における朝鮮通信使応接などの役負担が明らかにされているほか、長崎における聞役の役割が知られている<sup>(1)</sup>。

筆者はかつて『福岡県史 通史編 福岡藩（二）』において福岡藩が長崎における筑前問屋と福岡・博多における長崎問屋による輸入品流通の統制を図るとともに福岡・博多の薬種問屋を中心として領内における薬種の流通の確保を図っていたことを明らかとした<sup>(2)</sup>。そこで本稿では改めて福岡藩領内における輸入品の流通と統制について考察することとする。

## 1. 佐賀藩・福岡藩の長崎警備と福岡藩の長崎への進出

江戸幕府によるポルトガル船来航禁止の翌年寛永17年（1640）佐賀藩が幕府から長崎警備を命じられ翌18年（1641）には福岡藩が交代に長崎の警備を命じられた。福岡藩ではこれにともなって隔年で延べ4048人の藩士が長崎に派遣され、その兵糧米は49835石余に

なったという<sup>(3)</sup>。

佐賀藩と長崎との経済的な結びつきについて丸山雍成氏は「鍋島氏は鎖国制下の長崎貿易に対して、いっそう積極的に関与し、貿易資金も増加していった。こうした藩ぐるみの長崎貿易との密着が、領内町人、ひいては流通構造に影響をあたえぬ筈はない。唐物商売による利益増収はいうまでもなく、長崎市場むけの米穀・陶器以下の商品流通もきわめて活発化したのである。その影響を端的に示す史料として、佐賀藩抜荷改方の「仰渡」がある(中略)これは宝暦13年6月、唐船抜荷に関して出された「仰渡」で、その内容は「唐物商売之致様并先年仰渡之趣」とあるように、実質的には二つの仰渡からなる。このうち前者の「唐物商売之致様」のみについて見ると、従前の定どおり「渡之反物・絹布・其外木綿迄」、今後は「渡物座」で商売して、脇々では一切禁止する旨が記されており、商品名を挙げて商売の方法に厳重な規制が加えられているのである。なお掲げられた商品名は、前掲のほかに、紗綾・縮緬・緞子・天鵝絨・唐薬種・和薬種・朝鮮人参・広東人参・小人参・砂糖・明礬・絵葉、等々である。右の記載につづいて、佐賀藩領内の各郡郷の大庄屋52人(内、大きさ3人)、城下諸町の別当25人、津方の別当32人、郷津の別当29人、および長崎問屋と各座商人122人が請書形式で連名している。」とされ、18世紀半ばの宝暦・明和年間には佐賀藩領の47町(佐賀城下16・その他31)のうち砂糖の小売り商人の団体である砂糖座のある町数は14町(佐賀城下9町・その他5町)で佐賀城下の商人数122人のうち砂糖座商人は22人に上ったという<sup>(4)</sup>。

また佐賀藩の年貢壳却市場としての長崎の比重について藤野保氏は「米収入のうち86%は「壳米」として売却される。享保10年の場合、売却先と壳米量およびその代銀は、次の通りである。大坂上米=2万3751石2升7合(代銀1038貫234匁2分、但し、運賃・上荷賃等を含まず。以下同じ)。深堀壳米=82石5斗5升8合(代銀2貫239匁9分)。長崎廻米=5000石(代銀225貫)。下関壳米=78石6斗6升8合(代銀1貫868匁8分)。国元壳米=3万8783石3斗5升4合(代銀1626貫179匁)」であったとされている<sup>(5)</sup>。

このように佐賀藩についてはすでに研究があるものの福岡藩と長崎との結び付きについてはいまだ明らかではない。

福岡藩と長崎商人との結び付きについては正徳5年(1715)7月に長崎本下町の木村勘平を藩内から長崎に出向く諸商人の定宿に指定したことに始まる。

すなわち『福岡藩郡役所記録』正徳5年(1715)7月24日条によれば  
一長崎表へ罷越候諸商人、向後於長崎本下町木村勘平所え定宿可仕候事

○御国より長崎表え罷越候諸商人、同所へ定宿無之、相対次第宿仕由に候。向後海陸共、長崎へ為商壳罷越候者は不及申、用事に付、相越候ものたり共、於長崎本下町木村勘平所へ定宿可仕候。勿論參着はゝ、早速勘平同道仕、裏五島町此方御茶屋へ罷出、在勤之御目付へ往来手形指出、用事相仕廻、罷帰候節も、御目付方へ付届可仕候。商売物口銭只今迄脇方へ宿仕候時同前に、勘平へ遣可申候。若脇方へ宿仕度ものは、勘平へ相断、同人差図次第に可仕候。於長崎旅人宿等之儀、段々被入御念候故、右之通常宿被仰付候事に候。勘平へ付届不仕、脇宿仕候者於有之は、曲事可被仰付候。以上。右書付御町方、御郡方、御浦方へ御渡被成也<sup>(6)</sup>。

とあり、それまでは陸路・海路で長崎に赴いていた福岡藩領の商人は長崎市中に自由に宿を取っていたものが、木村勘平宅を定宿と定め、到着とともに勘平にともなわれて浦五島町の藩の蔵屋敷に在勤の目付により往来手形の確認を受けることとされている。そして商用を済ませると再び蔵屋敷に報告に出向いたのち帰藩することが定められている。ただし定宿以外への止宿も勘平の許可が出れば可能ということであった。浦五島町の蔵屋敷とは寛文10年（1670）に設けられた屋敷である。

『黒田新続家譜 卷之三』によれば、すでに福岡藩では二代藩主忠之の時代に野母崎の水浦に小規模な藩の屋敷を置き番士が交代で詰めていたが、藩主が長崎警備を巡検の折には市中にあった博多の御用商人大賀惣右衛門と伊藤小左衛門の長崎屋敷に宿泊する慣例であったという<sup>(7)</sup>。このうち伊藤小左衛門は寛文7年（1667）朝鮮への武器の密貿易が露見して闕所となつたが

寛文三年長崎火災有て、両人の家共に類焼にあひしかは、其後ハ水浦の館を修補して舍り給ふ。彼館甚狭小にして、供人を置るゝ所も不自由成上、長崎町と十余町の海を隔て往来も便ならず。然れは長崎五島町に、先より聞合の役人を遣し置れたる町並の家ありしを、幸其鄰に博多の商人當時入用ならざる家ありしを買求め、両宅を一にして水浦の館を移したく思われ、今年九月光之長崎番所に見舞として往給ひし時、彼地の奉行河野権右衛門・松平甚三郎と相談し、此趣を酒井雅楽頭まで内意を伺れるに、是も心に任せらるべきよし申来りしかハ、今年水浦の館を五島町に移し、濱田太郎左衛門・高尾弥五左衛門を奉行として造営を始らる<sup>(8)</sup>。

とあり、寛文3年（1663）の大火の後によって両人の屋敷が罹災した後は水浦の屋敷を改修して用いていたが寛文9年（1669）に五島町の博多商人の家を隣家と合わせて購入し、長崎奉行の許可を得たのち水浦に代わる屋敷の造営に着手した。その結果、『黒田新続家

譜 卷之三』の翌10年（1670）年の記事によれば

三月長崎五島町の館成就す。長崎聞役の士、百日ごとに交代して此館に居住し、常に奉行所に往来して長崎の用事を達す。ミつから長崎に行給ふ時ハ、此所を旅館とせらる。去年海西の諸国凶荒せし故、今春長崎米価甚貴く、商家難儀におよひけれハ、奉行所松平甚三郎より肥前肥後へ糶米を乞遣されける。当国ハつねに、長崎にて米を販く事なく、殊に今年馬籠御船藏の営作せられけるによりて、奉行所よりも遠慮し給ふよし、長崎の聞役四宮甚太夫に、高木作右衛門物語しける。しかしながら、当国よりも少にても漕廻され候ハ、甚三郎殿大慶おほしめし、長崎の商家かたしけなく存候ハんよし申ける。此旨甚太夫より福岡え申達しけれハ、倉米千俵を發し、四月中旬長崎へ漕廻させられける（<sup>9</sup>）。

とあり、この年3月に五島町の屋敷が完成すると長崎聞役の配下の藩士が100日ごとの交代で詰め、藩主の宿所となつた。加えてこの年、西国の飢饉のため長崎の米価が高騰し、それまで長崎警備の兵糧米の回送にとどまっていた福岡藩は長崎奉行の諸藩への要請に応じて初めて長崎に蔵米1000俵を回送して売却している。このことは五島町の屋敷が番所から蔵屋敷としての機能を持つようになったことを示しているといえよう。

## 2. 18世紀初期福岡藩領における唐物流通と統制

『博多津要録』によれば正徳5年（1715）7月の長崎における定宿の指定の後、同年10月から11月には

一 両市中より長崎へ参申候者定宿相極、木村勘平方へ参宿仕来候、此節壱ヶ所ニ而相済かたく御座候間、追而森七右衛門、勘平相役ニ今度被仰付候、則両市中へ御触出候（<sup>10</sup>）  
とあるように、長崎での定宿として本下町の木村勘平に加えて江戸町の森七右衛門が「此節壱ヶ所ニ而相済かたく」という理由で任じられている。このことは長崎における福岡藩の商人の取引が増加したことが理由と思われる。

『福岡藩郡役所記録』によれば同年から遡ること9年前の宝永3年（1706）2月20日には  
一遠賀郡上底井野、鞍手郡上木月、右両村、遠賀郡高倉村、表粕屋郡宇美村、猪野村、右三ヶ村、  
都合五ヶ所、商人札御免之事（<sup>11</sup>）

として、長崎を終点とする長崎街道の木屋瀬宿と博多・福岡へ向かう唐津街道赤間宿の中継点であった上底井野村、木月村の2か村ほかでの商業活動を認めている。このことは18世紀に入ると領内の在郷商人の経済活動が発展していったことを示していると思われる。

それはとりもなおさず長崎に赴く領内商人の増加をもたらし、藩が当初想定した定宿一か所体制が破綻したものと思われる。

『福岡藩郡役所記録』によれば、正徳5年（1715）に続いて享保2年（1717）4月にも福岡藩は

一御国より長崎え罷越候諸商人定宿、両所之事。右宿致候者、商買物口錢等、是迄之通可遣事。定宿両所之外、脇宿致間鋪事。

一御国より長崎え罷越候諸商人、同所え前々定宿無之、相対次第、宿いたし來候得共、長崎におみて、旅人宿等之儀、別て被入御念候付、長崎本下町木村勘平所定宿に被仰付置候。定宿壹ヶ所にては、差支候付、右木村勘平、并江戸町森七右衛門両所定宿被仰付候。自今已後御国より長崎え商売のため、海陸之間罷越候ものは不及申、就用事罷越者も、勘平、七右衛門両所間、相対次第定宿いたし、尤勘平方え着候者は、勘平同道、七右衛門方え着候ものは、七右衛門致同道、早速此方御茶屋え罷出、在勤之御目付へ、往来手形差出、用事相仕廻、罷帰候節も、御目付方え付届可仕候事。

一右七右衛門所え宿致候もの、商売物口錢等之儀、只今迄勘平方え遣来候通、七右衛門え可遣候事。

一勘平、七右衛門両所間之外、若脇方え宿仕度もの有之候はゝ、勘平、七右衛門間へ、其段申断、差図次第可仕候。右兩人間へ不申断、脇宿いたし候もの於有之は、曲事可被仰付候事。

右書付一通充、長崎御聞役、御町奉行、御郡方、御浦方え相渡候也<sup>(12)</sup>。

として、長崎における定宿を本下町の木村勘平と江戸町の森七右衛門の両名に限っている。

『福岡藩郡役所記録』には同月14日に

一筆申触候。渡り之巻物端物、并白糸之外、龍脳、麝香、丁子、人参、砂糖、伽羅、沈香之類、猥に商売停止に候。定たる薬種屋にても、龍脳、麝香、丁子、人参之類、買込候節は、何者より何品何程買可申との儀、其所之御代官え、其薬種屋より度々可申届候。御代官無之所々は、其村之庄屋え可申出候。浦々は其所之浦庄屋え可申届候。毎月御目付に指出候條。右之品々、猥に商売仕候もの有之哉、又は薬種屋にても、右届無之買調候者有之候はゝ、書印置、庄屋、浦庄屋より、御目附え可差出事。

右背候もの在之節は、御代官よりは、御代官頭え申出筈に候<sup>(13)</sup>。

と、藩内における輸入品（唐物）に関する初の統制を行っている。それによれば薬種屋における薬の小売りに際しては購入者の名前と品目と数量値段を庄屋へ届け出て、庄屋から

毎月目付に報告することが定められている。

『福岡藩郡役所記録』によれば同年12月2日には

一唐物之類、御国にて猥に商売無之ため、博多呉服町大賀惣右衛門、福岡簀子町栗尾孫兵衛両人に、長崎問屋被仰付候。此以後唐物之類、何にても両問屋間にて可相調候。脇方にて密々買求候儀、御停止に候事。

一御家中え内縁有之長崎商人唐物之類持參、商売仕候儀、堅停止に候。長崎より御当地え唐物持參仕候者は、於長崎筑前定宿木村勘平、森七右衛門両人相改候上、長崎御茶屋在勤之御目付証拠申受、於御当地は大賀惣右衛門、栗尾孫兵衛両問屋間に宿仕筈に候。自今以後唐物持參之長崎者、御家中に宿任せ候儀、御停止に候。其外他国之商人、唐物之類持參候者、早速大賀惣右衛門、栗尾孫兵衛間に相届候様、可被申聞候事。

右に付、町方え被仰付候趣之書付、為心得懸御目候事<sup>(14)</sup>。

として、博多・福岡に長崎問屋が置かれ、それぞれ御用商人の大賀惣右衛門、簀子町の栗尾孫兵衛の両名が任せられ、両人宅を長崎から商用で領内に来たものの定宿として以後藩士の家に泊まることを禁じるとともに「覚」として

一唐物之類、御国にて猥に商売無之ため、博多呉服町大賀惣右衛門、福岡簀子町栗尾孫兵衛両人に、長崎問屋被仰付候。此以後唐物之類、何にても両問屋間にて可相調候。脇方にて密々買求候儀、御停止に候事。

一渡り物反物は、言に不及、京織にても縮緬、紗綾、其外唐織に紛候類、右問屋之外、呉服屋にても、商売御停止に候事。

一白糸、黃糸、其外諸色唐糸之類、両問屋之外、脇にて商売御停止に候事。

一砂糖之類、并琉球砂糖共、両問屋之外、脇にて商売御停止に候事。

一伽羅、沈香、鮫、珊瑚、こはく之類、其外一切渡り物、両問屋之外、脇にて商売御停止に候事。

一人参、麝香、龍脳、丁子、其外薬種之類、両問屋并福岡博多両市中、定たる薬種屋之外、商売御停止に候事。

一唐物之類持參候他国商人、両問屋間に宿可仕候。相対を以、脇宿いたし候儀、御停止に候。

勿論壳物持參不仕長崎者は、只今迄之通、中嶋町長崎屋源七、豊村清兵衛、右両人方え宿可仕事。

一町方郡方浦方え、只今迄買求置候唐物之類、有之候はゝ、其持主より、両問屋え申談、時之相場に、両問屋間に壳渡候錢等も、相対を以、互に勝手宜様、差引可仕事。

一上方、長崎にて扱候者にても、唐物に似候類之売物持参之旅人は、其宿主より、両問屋間え早速申出、両問屋遂吟味、渡物にて無之に究候上、商売可仕事。

一長崎より爰元え唐物致持參候者は、長崎にて筑前定宿木村勘平、森七右衛門、右之荷物相改候上、長崎御茶屋在勤之御目付証拠取、爰元におみて、大賀惣右衛門、栗尾孫兵衛両問屋間に宿仕答に候。其外他国之商人、唐物之類持參候者、宿主より、早々両問屋間え可申出事。

一前條之通、唐物猥に売商無之ため、両市中并郡々浦々迄、改役人被差出、其上両問屋よりひたと外聞之者差出、相改申答に候。両市中は不及言、郡々浦々迄、胡盞成者入來候様、又は御国者にても、唐物少にても売買仕候もの有之候者、町は町年寄組頭、郡は触口并庄屋、浦は弁指より、早速両問屋間え可申出候。若見のかし候者、後日に顕といふとも、右之者共、越度に被仰付候事<sup>(15)</sup>。

と、長崎からの反物・糸・砂糖・薬種などの輸入品は両長崎問屋及び指定の薬種屋以外からの購入を禁止し（第1～6条）、輸入品を持ち込んだ他国商人の長崎問屋以外への投宿の禁止と商品を持たない長崎からの旅客の中嶋町の長崎屋源七と豊村清兵衛の両定宿の厳守（第7条）、長崎問屋による過去に遡って購入した唐物の値段の鑑定（第8条）、長崎問屋による輸入品に類似の商品の鑑定と国産品の証明（第9条）、長崎以外の他国から輸入品を持ち込んだ商人の長崎問屋への届け出（第10条）からなる「覚」が出されている。

『博多津要録』によれば享保4年（1719）11月には

一筆申触候、然者長崎問屋栗尾孫兵衛儀問屋御理申出候ニ付、跡問屋上名嶋町西蘭伝次へ被仰付候条、此段町々相触可申候、

一渡リ物者不及沙汰、上方・長崎ニ而拵物ニ而も唐物ニ似候品、長崎者ハ勿論、他国之商人持來候ハ、其者宿主より両問屋間江早速申出、両問屋吟味致、弥渡リ物ニ而無之品ニ相極リ候ハ、売買可仕候、尤唐物之類持來候ハ、早々両問屋江相断、差図次第可仕候、若密々商売仕候者有之ニおみてハ、曲事たるへく事、

一長崎者宿之儀者、唯今迄之通、福岡ハ上名嶋町卯平、博多ハ藏本番熊本屋助次郎・新川端町上布屋儀兵衛ニ申付置候条、長崎者御当地へ参込候節脇宿致させ候者於有之者、是又越度たるへき事、右唐物商売御究之趣ハ、前以委細被仰付候通り今以同前之事ニ候、末々之者迄弥堅相守候様ニ可相触候者也、

亥十一月

彦右衛門

安右衛門

年行司中<sup>(16)</sup>

として、簗子町の栗尾孫兵衛が長崎問屋を辞退したため上名嶋町の西園伝次郎が任命されている。

福岡藩家老吉田家の記録である『吉田家傳録』によれば、翌享保5年（1720）7月9日江戸において在府の長崎奉行石河土佐守宅に九州諸藩の江戸留守居が招かれ端物・薬種・砂糖等唐物売買している問屋商人は京・大坂・堺・長崎から如何様に買い取っているのか詳細な書付の提出を命じられた。福岡藩では国元に問い合わせた結果

松平筑前守於領分、端物・薬・砂糖等之唐物致売買候事、問屋商人等京・大坂・堺・長崎より買請候儀、如何様ニいたし買請候哉、右之仕形委細書付可指上旨奉畏候 則國元へ申遣候処、筑前守城下福岡町ニ一ヶ所、博多町に一ヶ所唐物売買所相定置、於長崎も商人兩人究置、端物・砂糖等之唐物兩人吟味之上買請申候 其外何方よりも唐物類買請不申候 尤筑前守領分ニ而右式ヶ所之外唐物商買仕候所無御座候 薬種ハ領分所々ニ而売買いたし候 惣而薬種ハ 漢和共ニ大坂ニおゐて銘々買元究置 買請申候 以上<sup>(17)</sup>との書付に福岡・博多の唐物問屋、長崎の筑前問屋、福博の薬種小売商、大坂の薬種問屋の名簿を添えて提出している。

その結果、『博多津要録』によれば同年12月に「覚」として

一福岡唐物問屋、上名嶋町松屋傳次ニ申附候事、

一博多唐物問屋、中嶋町京屋新四郎ニ申附候事、

一福岡薬種問屋、本町川口屋久兵衛・大工町かま屋太右衛門・本町山口屋助市右三人ニ申付候事、

一博多薬種問屋、掛町相部藤兵衛・柵屋番相部藤三郎・中嶋町長崎屋源七・店屋町徳永半三郎右四人ニ申附候事、

一福岡問屋之外薬種屋簗子町芳野屋茂吉、博多問屋之外薬種屋橋口町芳野屋次六右両人、薬種小売ニ被立候事、

一在々薬種屋、鞍手郡直方町唐津屋六郎右衛門、同所ニ而傳六、夜須郡甘木町善三郎・勘介、宗像郡赤間町彦四郎、穂波郡飯塚吉兵衛都合六人、為小売被立候事、

一唐物問屋両人、薬種問屋七人之分、從長崎薬種・反物買寄候儀、於彼地ニ筑前宿木村勘平・森七右衛門両人手前ニ而、買物品々目録仕立、御茶屋聞役ニ対し請合奥判仕り、御茶屋聞役裏判取、買ものニ相添へ來、町奉行月番へ相届候上商壳可申付候事、

一右七人之間屋、大坂ニ而漢和薬種相調候儀、彼地薬屋小西次郎兵衛・鍵屋茂兵衛両人、

薬種問屋相立候間、両人手前より買寄せ候薬種品々目録仕立、対御藏本奉行請合奥書仕、  
御藏元奉行裏判取、買ものニ相添下り、町奉行月番相届候上商売仕ルもの御停止候事、  
一反物問屋・薬種問屋其外薬種屋被相立候上ハ、外ニ商売仕ルもの御停止候事、  
一反物売出之儀、端ニ問屋印形仕、売出候様可申付候事、  
一今度反もの問屋・薬種問屋相立候上者、福岡・はかたの小売并在々生薬屋共、上方表・  
長崎自分ニ買寄せ候儀御停止、右九人之間屋手前ニ而一切買取、自分売仕候様可申付  
候事、  
一両市中七ヶ所薬種問屋、薬種売出候儀、壱斤以下者勝手次第売出、壱斤以上ハ両市中  
其所之庄や・組頭添証拠を以売渡、袋ニ入、印形仕、売渡候様ニ可申付候事、  
一在々木薬屋ハ、両市中七ヶ所薬種問屋ニ而薬相調へ候儀者、其所之御代官ニ申届ケ、  
御代官之証拠取候て薬種問屋へ持参、相調申御定ニ候、証拠無之ニハ売渡シ不申候様  
ニ問屋へ申附、勿論薬袋ニ問屋より印形いたし遣、一ヶ月切ニ右薬袋御代官へ指出、  
御代官より指戻シ候様ニ被仰付候間、其段可申附候事、  
一在々木薬屋より売出シ候儀、福岡はかた問屋・木薬や中売渡候同然ニ可申付候事、  
一両市中・在々浦々医師、上方表・長崎手筋を以、薬種相調候儀御停止、両市中医師ハ  
薬種問屋・木薬屋中ニ而相調、在々浦々ニ被立置候六ヶ所之木薬屋方ニ而、相調可申  
候事、  
但シ、福岡・博多ニ而相調候儀、勝手次第可為候、尤壱斤以上之薬種調候節者、銘々  
印形之証拠を以相調可申事、  
一諸士買調候薬種壱斤以下ハ勝手次第二売渡、一斤以上者袋ニ印形いたし、反物ハ端ニ  
印形致シ、両用ともニ買主之家名薬種問屋江記憶、売渡候様ニ可申付候事、  
一御医師中江薬種売渡候儀諸土同然、且又上方表・長崎薬種直ニ調候儀者、別段書附被  
出候事、  
一両市中・在々和物商売之絹屋中、唐物相調商売仕ル者於有之者、問屋手前より相改、  
急度申出候様ニ可申附候事、  
一両市中・在々浦々、薬種・反物持來候密々ニ売候もの有之ハゝ、たとへ慥成ル証拠相  
添え来候共、其者懸留置、急度訴出候様ニ可申附候事、  
子ノ十二月  
右御書出之趣ハ、第一紛敷唐物無之ため、重疊御詮議之上を以右之通被仰付、則唐物  
問屋・薬種問屋江も御書出ヲ以被仰渡候間、津中之者共右之趣堅ク相守候様ニ可申付候、

尤一町切不残申聞せ、年寄・組頭判形取、役所江可指出候、已上<sup>(18)</sup>

とあり、それまでの長崎問屋2名に加えて福岡上名嶋町の松屋傳次と博多中嶋町の京屋新四郎の2名を唐物問屋に命じたほか(第1・2条)、新たに薬種問屋7名(うち福岡3名、博多4名)(第3・4条)、福博の薬種屋各1名(第5条)、在郷の薬種屋として直方2名・甘木2名・赤間1名・飯塚1名の計6名を任命した(第6条)。

さらに彼らを通じた唐物流通の手続きとして注目すべきは

- ① 長崎からの輸入品の反物・薬種は長崎の筑前問屋が長崎の蔵屋敷に提出して長崎聞役の奥判を受けた目録を長崎問屋と薬種問屋が町奉行に届け出ること(第7条)
  - ② 大坂からの薬種は薬種問屋が大坂の小西次郎兵衛・鍵屋茂兵衛両名から買い付け大坂蔵屋敷の蔵本奉行の奥書裏判を受けた目録を町奉行に届け出ること(第8条)
  - ③ 長崎問屋・薬種問屋を通さずに長崎・大坂から反物・薬種を買い付けることの禁止(第11条)
  - ④ 薬種問屋が1斤以上の薬種を販売する場合は町役人・村役人の証明が必要であり袋に薬種問屋の印を押して売り渡すこと(第15条)
  - ⑤ 在郷の薬屋が薬種問屋から薬種を仕入れる際には在所の代官の証拠を添えて仕入れるとともに薬袋に薬種問屋の印を押し1か月ごとに代官所に袋を提出し代官所から薬種問屋に差し戻すこと(第16条)
  - ⑥ 領内の医師が長崎や大坂から独自に薬種を調達することの禁止と1斤以上の薬種を購入する際には捺印のこと(第18条)
  - ⑦ 藩士が1斤以上の薬種や輸入反物を購入する際にも薬袋や布端に印を押し氏名を薬種屋が控えておくこと(第19条)
  - ⑧ 藩医が1斤以上の薬種を購入する際にも薬袋や布端に印を押すこととし、大坂・長崎から直接薬種を調達する場合にはその理由を書付にて提出すること(第20条)
  - ⑨ 領内での薬種・反物の密売の禁止(第21条)
- が定められている。

このように福岡藩による領内における唐物流通の統制は享保5年(1720)7月の幕府による西国大名領内の輸入品流通の厳格化を画期として一層の強化が図られたといえよう。

### 3. 18世紀中期福岡藩における唐物統制の緩和と再統制

享保16年(1731)2月28日大坂町奉行所は江戸へ送る薬種が定められた江戸の薬種問屋ならびに大傳馬町組の薬種仲間の19人以外に送られないように大坂城下の北組・南組・天

満組の「三郷町」に命じている<sup>(19)</sup>。このことから薬種などの輸入品の流通が幕藩領主の統制を越えて増加していることがうかがわれよう。

福岡藩においても『博多津要録』によれば享保17年（1732）10月には「覚」として  
従御国許長崎江商売ニ罷越候者共定問屋、木村勘平・森七右衛門両人ニ先年被相充置  
候得共、右問屋ニ而ハ差支有之候商売之品、夫々手筋之間屋ニ附不申候而ハ不勝手ニ有  
之趣ニ候故、向後長崎定問屋被相止候、前之通手筋之間屋ニ附候様可仕候、尤長崎江罷  
越候節、いつれ之間屋ニ着仕候段ハ、商売相仕廻罷帰候節、其度々ニ長崎屋敷在勤之間  
役へ相届可申候、若届不仕候ハゝ、後日ニ顕といふ共可為曲事候事<sup>(20)</sup>

とあり、長崎における筑前問屋両名を通じての唐物流通の統制が両名では差支えが生じる  
ため専門の問屋を通す必要があるとの理由で筑前問屋が廃止されることとなり、専門の問  
屋から仕入れた商品を長崎藏屋敷の長崎聞役に届け出ることとなった。

さらに翌享保18年（1733）8月には

一両市中薬種問屋中より相願候ハ、大坂より調下候薬種、鍵屋茂兵衛・小西次郎兵衛・  
若さや与三兵衛・伏見屋清三郎・福嶋屋正兵衛右五軒ニ被定置候得共、右之通ニ而者  
商売向甚指間候間、五軒之外ニ而も勝手次第調候様ニ有之度候、長崎表より者格別之  
儀ニ候間、唯今迄之通入念ヲ、商売可仕候旨申出候、右之段六左衛門殿へ相伺候処ニ、  
薬種ハ日用之品ニ付指間候而者難成候ニ付、願之通大坂薬種者右五軒之外ニも勝手次  
第二相調、差間無之様ニ可仕候、勿論怪商売もの調不申候、入念を可申候旨六左衛門  
殿被仰候、薬種屋中召置申渡ス事<sup>(21)</sup>

として、大坂からの薬種の調達も享保4年（1719）に定められた小西次郎兵衛・鍵屋茂兵  
衛を含む5名の薬種問屋からだけの調達では商売に差し支えるため勝手次第に調達すること  
を認めている。

これらのことは1730年代の享保末年に至ってそれまでの藩による唐物流通の統制が現実  
に対応できなくなったことを示していると思われるのである。

さらに『博多津要録』によれば延享4年（1747）4月には

一中嶋町芳屋源吉儀、長崎問屋唐物座商売仕来候、并長崎客宿屋も願受居申候処ニ、延  
享二丑ノ五月ニ問屋一所ニ而者紛敷段、長崎宿屋中より願出相障り候ニ付、宿屋者御  
取上ヶ被召置候処、今度右宿屋御免之儀願出、唐物座仲間相部藤兵衛并両市中薬種屋  
中より、問屋・宿屋一所ニ被仰付不相障段副願書差出ス、御詮議之上問屋之儀ニ付、  
荷物持參之客斗宿仕らせ商売仕候様ニ御免被仰付、荷物無之客ハ留メ不申候、長崎宿

屋ニ遭候様ニと被仰付ル、尤荷物持參之客ニ而も、宿屋ニ志參候客者長崎宿屋中ハ勝手次第二宿仕候様、荷物商売も勝手次第可仕旨、卯ノ三月廿一日ニ長崎宿屋中并源吉双方共ニ於御役所ニ被仰渡候事

但シ、京屋藤兵衛受持居申長崎問屋借受商売仕居申候処ニ、同年四月廿一日藤兵衛方より源吉方へ譲り受、御役所帳面芳屋源吉と相改メ申候事<sup>(22)</sup>

となる。すなわち当時長崎問屋を務めていた「唐物座」商人芳屋源吉が長崎からの旅客の宿屋も兼業していたものの長崎宿屋中の訴えにより宿屋営業を一旦は禁止されたが、長崎問屋が宿を兼業しても支障ないとする唐物座仲間と薬種屋中の副書で再度宿屋営業を願い出た結果、荷物持參の客に限って宿泊させ荷物がない客は泊めないという条件で認められ、一方で荷物持參の客が長崎問屋である芳屋源吉以外の長崎宿屋に宿泊して商売することも許可されている。これはもはや長崎からの商客と領内に流通する唐物の受容が従来の長崎問屋2名と長崎宿屋に収まらなくなつたことを示していると思われる。

宝暦6年（1756）8月幕府は西国大名に対して洋上の唐船との密貿易が増加しているとして取り締まりを徹底するよう命じている<sup>(23)</sup>。

『博多津要録』によれば翌宝暦7年（1757）6月22日に薬種問屋と唐物問屋に宛てて一於長崎筑前宿宝暦式申ノ年被定置候通、弥問屋ニ被相極候、右両人只今迄海陸問屋受持來候得共、船問屋之儀此節断申出候ニ付、舟問屋ハ今度裏五嶋町山下佐平次へ申付候、薬種・唐物類買寄せ候度々、享保五年御定之通、右問屋証拠ヲ以、前格之通長崎聞役へ申出、聞届ケ之奥判取、右証拠相添へ御当地へ買寄せ、町奉行へ申届ケ商売可仕候事一大坂薬種問屋小西次郎兵衛・鍵屋茂兵衛・若狭屋与三兵衛三人ニ弥相究、前格之通薬種并唐物類差下シ候度々、同所藏本奉行へ申出、聞届ケ之奥判取、右証拠相添へ指シ下シ、町奉行へ申届ケ商売可仕候事

付リ、右長崎・大坂問屋添へ証拠無之品、自然蜜々ニ売買仕候者有之候ハゝ、御国・他国之者共ニ者売主掛ケ留メ置、早速御町奉行へ訴出、可得指図候事一薬種売出シ之儀、先年壹斤以下者勝手次第、壹斤より以上ハ両市中其町之年寄・組頭、在々・浦々ハ其所之庄屋・組頭添証拠を以売渡シ、袋ニ致印形候様被定置候得共、薬種買元改買寄せ置申儀ニ候条、不及添証拠、勝手次第売出可申候事一在々木薬屋より薬種問屋ニ而薬種買調候儀、其所之代官聞届ケ之以証拠売渡候様、先年被定置候得共、問屋手前ニ而元買之節改置候ニ付、其所ノ役人聞届ケ之不及証拠ニ、自今以後ハ木薬屋中判鑑兼而問屋へ遣置、右印形之証拠ヲ以売渡可申候事

一諸士中へ売出候薬種、壹斤以上ハ享保年中御定之通、袋ニ致印形、買主之家名薬種屋  
へ記置、売渡候様ニ可仕候事

一御医師中へ売出候儀、諸士同前売出シ可申候、御医師中大坂・長崎より薬種直ニ買寄  
候節者、右所々ニ被定置候問屋方へ申遣候、薬種や中買寄せ候同前之仕法ニ而買寄候  
節者、右所々ニ被定置候問屋方へ申遣候、薬種や中買寄せ候同前之仕法ニ而買寄申答  
ニ候条、其心得可仕候事

付り、御医師中大坂・長崎ニ而年来薬種調來候薬種屋在之、右定之間屋方へ限り相  
調候而ハ差支申次第有之候者、享保五子年被相定通、其題目附頭へ申出、買調候薬  
種之目録差出、大坂・長崎在勤之役人へ目附頭より掛ケ合候而相調申答ニ候、其旨  
可得相心候事

一両市中浦々船持中、薬種・唐物類之荷物ニ添証拠無之分、堅ク舟積不仕答ニ候、陸荷  
之分者宿々ニ而改之、両市中へ付込候分ハ二日市・箱崎・姪ノ浜ニ而馬指共より相改、  
証拠無之分堅ク指返シ不申答ニ候、其心得候而、自然猥成儀聞付候者早速町奉行へ可  
訴出候事

一去年八月於江戸、唐舟抜荷御改之儀、御領内重畳被入御念ヲ可被仰付旨、堀田相模守  
様より御書付御渡被成候ニ付、則右御書付之写ヲ以最前申触候、弥其旨堅ク相守可申  
候事

一御領内ニ而薬種并唐物商売之儀、紛らハしき儀無之様ニと、先年長崎御奉行様被仰聞  
候ニ付、其砌より両市中ニ問屋を被定置候、薬種ハ日チ用之品故、郡々ニも小売ノ木  
薬屋を被相定、御国中指支無之様ニ被仰付候、両市中問屋共手前へ唐物類買寄せ候儀も、  
長崎・大坂ニ本問屋を相究、両所役人聞届ケ之証拠を以運送致シ、曾而紛敷商売筋無  
之様ニ被仰付置候事ニ候、猶又今度從公儀被仰出候趣、依之両市中問屋共へ御定書相渡、  
弥以商売筋入念ヲ候様ニ被仰付、則御定書写指廻シ候、此度長崎陸間屋梅田屋伝次郎・  
線香屋伊三郎・船問屋山下佐平次、右三人へ被相極候、長崎御奉行所へ被仰届置候、  
依之長崎津中へも其趣御触有之との事ニ候条、御国より彼地へ罷越候者ハ、早速右三  
人之間屋間ニ相届ケ、差団ヲ受可申候、自然問屋之外別人と内々ニ而致相対候儀有之  
おみてハ、曲事可申付候、右之趣御領内船宿之所ニ勿論、宿駅并在々所々ニ至まで、  
其所之役人末々之者迄委敷可申付置候事

附り、他国船ニ薬種・唐物類積來候共、買取申間敷候、湊々滯船候者、積荷慥成ル  
証文有之哉見届可申聞候、惣而旅人持來リ候薬種・唐物之類、一切買取間敷候、自

然蜜々買取候儀、後日ニ相知候ハゝ、曲事可申付事

一宿駅ニおゐて薬種・唐物類慥成送り状無之荷物ハ、人馬差出シ申間敷候、長崎・大坂定問屋より両市中間屋へ指越候荷物たり共、二日市・箱崎・姪濱ニ而別而入念ヲ相改、御定之通役人印形之証拠有之候者、脇宿等不致直ニ問屋へ相達、受取手形取置可申候、証拠無之候者、跡宿へ送リ戻シ可申候事

一両市中者御国中交易第一場所ニ候得者、一町々ニ役人より末々之者迄、堅ク相示可申候、自然問屋共之外ニ薬種・唐物類多少ニよらず密々商売致候者有之おゐてハ、其者ハ不及申、其末之役人曲事可申付事

以上<sup>(24)</sup>

の11か条が出されている。

ここで注目すべきは、まず宝曆2年（1752）から梅田屋伝次郎・線香屋伊三郎の両名が務めている長崎の筑前問屋を陸間屋とし、新たに海問屋として裏五島町の山下佐平次を任命して筑前問屋3名としている（第1条）。次に大坂の薬種問屋は享保18年（1733）の5名のうち小西次郎兵衛・鍵屋茂兵衛・若狭屋与三兵衛の3名に制限し享保18年（1733）の調達先の自由化を撤廃しているが（第2条）、その一方で領内における流通については享保5年（1720）以来の1斤以上の薬種の小売りに際しての町年寄・庄屋・組頭の証明と薬袋への印形の手続きを撤廃するとともに（第3条）、同じく享保5年（1720）以来の在郷の小売り商が問屋から購入する際の代官の証明を撤廃して円滑な流通を図っている（第4条）。ただし藩士については従来通り1斤以上の小売りには薬袋への印形と購入者の記録を義務づけ（第5条）、藩医による大坂・長崎からの薬種の直接の調達は目附頭に理由と品目を届け出て目附頭から大坂・長崎に依頼して調達することとしている（第6条）。

続けて藩医である「御医師中」に宛てて前述の11か条のうち第8条・第9条・第10条とほぼ同文の3か条が申し渡されているが<sup>(25)</sup>、その第2条において享保5年（1720）12月の福博市中における薬種問屋・唐物問屋の指定が長崎奉行所からの指示によるものであったとしている<sup>(26)</sup>。

しかしながらこうした藩による統制にもかかわらず福岡藩における唐物流通は巧妙な手段によって抜け道が作られていた。

『郡町浦御用帳』寛政3年（1791）6月6日の記事によれば

穂波郡飯塚宿向町

文次郎

去戌十一月豊前国猪膝町（猪膝宿、現在の田川市内=引用者註）定吉方ニ而、同所鳥町三丁目又吉江広東人参壳渡、皿紗木綿代呂物替仕候趣御僉議被仰付候、私儀塩物魚類之小商仕渡世仕居申候、しかる処去十一月六日博多へ罷越、鮪相調へ罷帰、同十三日嘉麻郡大隈町へ売ニ参可申と存、宿所立出參り懸、当宿鰯屋甚六方へ立寄候処、夜須郡甘木宿新町綿屋久次と申もの右甚六方へ宿仕居申、同人申候ハ、広東人参掛目百七拾五匁所持いたし居申候而相払申度候、代呂物替ニ而も不苦候、いつ方ニ而も致持參、若壳不申節ハ其儘ニ而返候而宜候、代料之儀相尋候処、丁錢四貫文ニ而可遣旨申候、人參之儀者不得手之事ニハ候得共、何とか直段下直之趣ニも相聞ヘ、其上売不申節ハ返申候様との事ニ付、相應之利も可有之哉と存、今少下直ニハ相成間敷哉と申候処、丁錢弐百文ハ直段引下ヶ三貫八百文ニ而可遣旨申候、同十五日豊前猪膝町ニ而、同所細田屋定吉と申魚類問屋ニ而及相談候処、同所鳥町三丁目又吉と申もの参合、皿紗木綿六反と代呂物替申候旨、其外委申出之<sup>(27)</sup>

とあり、長崎街道飯塚宿の塩物魚売り商人の文次郎が嘉麻郡大隈町の宿で甘木町の綿屋久次から輸入品の広東人参の物々交換を持ち掛けられたものの資金を持っていないことから大隈を経て筑後と豊前とを結ぶ街道の宿場町であった<sup>(28)</sup> 小倉藩領猪膝町に出向き商談先を斡旋している。このことは18世紀末の在郷町甘木において不正な唐物を入手し転売する商人が存在し、唐物が藩の統制を越えた藩をまたぐ商人の情報網によって流通していたことを示しているといえよう。

### おわりに

近世長崎貿易における輸入品は長崎から大坂に運ばれた後に江戸をはじめとする全国に流通することになっていたが、隔年交代で長崎警備を担当した佐賀藩・福岡藩においては長崎の蔵屋敷や御用商人を通じて薬種をはじめとするこれら輸入品を領内に調達していたことを福岡藩を事例として考察した。

すなわち寛文10年（1670）に長崎に蔵屋敷を置いた福岡藩は正徳5年（1715）の長崎における筑前問屋の任命を行い享保2年（1717）には2名、宝暦7年（1757）には3名への増員と陸問屋・船問屋の分掌が行われた。国元においても享保2年（1717）に長崎問屋2名の任命を行ったが、享保5年（1720）の幕府による西國大名領内の唐物流通調査を受けて同年には領内の藩士・医師・領民への統制が行われるとともに新たに福岡・博多において唐

物問屋2名・薬種問屋7名を任命し、大坂からの薬種調達のため大坂薬種問屋2名の指名を行った。その後、1730年代には一旦は筑前問屋の廃止や大坂薬種問屋の指名撤廃によって統制の緩和が行われたが、宝暦6年（1756）の幕府による密貿易の取り締まりを受けて、翌宝暦7年（1757）に長崎の筑前問屋を海陸問屋2名・船問屋1名とし大坂薬種問屋を3名とするなど統制を再び強化しながらも流通の拡大を図ったものと思われる。

注

- (1) 山本美子「近世の長崎の警衛について」（岩生成一編『近世の洋学と海外交渉』巖南堂書店1979年、246-251頁）。丸山雍成「第2編 藩体制の成立 第1章 福岡 藩の成立」・中村質「第3編 鎮国と福岡藩 第3章 鎮国の完成と福岡藩」「第3編 鎮国と福岡藩 第4章 長崎警備の展開」・三宅英利「第3編 鎮国と福岡藩 第5章 朝鮮通信使と福岡藩」「第3編 鎮国と福岡藩 第6章 朝鮮通信使と福岡藩の領民」（西日本文化協会編『福岡県史 通史編 福岡藩（一）』福岡県、1998年、181-247・487-531・533-58頁）。
- (2) 八百啓介「第7章 「鎮国」下の福岡藩と環東シナ海域社会」（西日本文化協会編『福岡県史 通史編 福岡藩（二）』福岡県、2002年、286-288頁）。
- (3) 注(1) 前掲山本論文、246-251頁。
- (4) 丸山雍成「商品流通と交通」（藤野保編『佐賀藩の総合研究』吉川弘文館、1981年）、831-832頁。
- (5) 藤野保「藩政改革の条件と財政構造のメカニズム」（藤野保編『続佐賀藩の総合研究 一藩政改革と明治維新』吉川弘文館、1987年）、233-234頁。
- (6) 『福岡県史資料 第四輯』福岡県、1935年、271-272頁。
- (7) 川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『黒田家譜 第二卷』文献出版、1982年、343頁。
- (8) 注(7) 前掲書、343頁。
- (9) 注(7) 前掲書、344-345頁。
- (10) 注(6) 前掲書、271-272頁
- (11) 注(6) 前掲書、252頁。
- (12) 注(6) 前掲書、274-275頁。
- (13) 注(6) 前掲書、275-276頁。
- (14) 注(6) 前掲書、276-277頁。
- (15) 注(6) 前掲書、276-277頁。
- (16) 秀村選三他校註『博多津要録 第一卷』西日本文化協会、1975年、379-380頁。
- (17) 檜垣元吉監修『福岡藩 吉田家傳記 中巻』大宰府天満宮、1981年、725-726頁。
- (18) 注(16) 前掲書、405-408頁。
- (19) 『大阪市史 第三』清文堂、1965年復刻、293-294頁。
- (20) 注(16) 前掲書、500頁。
- (21) 注(16) 前掲書、509頁。
- (22) 秀村選三他校註『博多津要録 第二卷』西日本文化協会1976年、438頁。
- (23) 『御触書寶曆集成』岩波書店、1935年、450-451頁。
- (24) 秀村選三他校註『博多津要録 第三卷』西日本文化協会1978年、382-384頁。
- (25) それによれば

一去年八月於江戸、唐舟抜荷御改筋之儀、御領内重疊被入御念ヲ可被仰付旨、堀田相模守様より御書付御渡被成候ニ付、則右書付之趣最前相触候事  
一御領内ニ而薬種並唐物商売之儀ハ、紛敷儀無之様ニと、先年長崎御奉行所より被仰聞候ニ付、其砌より両市中ニ薬種・唐物之間屋被定置、右問屋共手前江菜種・唐物之類買寄候儀も、長崎・大坂ニ元問屋を相極メ、両所御藏元役人聞届ケ之証拠ヲ以運送致シ、紛敷商売筋無之様ニ被仰付置候、猶又今度從公儀被仰出候趣ニ候、依之両市中間屋ニ共御定書相渡、弥以商売筋入念ヲ候様ニ被仰付候、右御定書各為心得写指廻シ候旨、可被相心得候事

附り、旅人ハ勿論、御國者たり共、薬種・唐物類内々持來商売可致由申候共、決而買取被申間敷候、御國產物之分ハ勝手次第第二候事

一長崎元問屋梅田屋伝次郎・線香屋伊三郎并山下佐平次と申者へ被相極メ候、大坂元問屋小西次郎兵衛・鍵

## 近世福岡藩における唐物流通

屋茂兵衛・若狭屋与三兵衛、右三人へ被相極置候条、御医師中より直ニ薬種買寄候儀、両市中問屋共より買寄候仕法之通可被仕候、両所ニ而年来薬種調來候薬種屋在之、右御定之間屋ヲ限相調候而ハ指支申次第有之候ハ、享保五子年ニ被相定候通、其題目附頭へ申出、買調候薬種之目録差出シ、大坂・長崎在勤之役人へ目付頭より掛け合候而、相調可被申候事

右三通之御書付、当丑ノ六月廿二日御奉行森源太夫殿御出殿之節、御當職より御渡シ被成候由ニ而、早々薬種屋中・唐物屋中御役所へ御呼出シ被成被仰渡シ候、両市中へ早々御触出申候事

但シ、同日両市中年行司中へも、右之趣被仰渡候事

とある。

(26) 薬種問屋7名のうち福岡本町の川口屋久兵衛は宝暦3年（1753）に加登屋久郎右衛門に代わっている。

注 (24) 前掲書、70頁。

(27) 『福岡県史 近世史料編 福岡藩御用帳（二）』西日本文化協会、1993年、448頁。

(28) 『角川日本地名大辞典40福岡県』角川書店、1988年、189頁。